

ファクシミリのセキュリティに関するガイドライン  
～ガイドライン1の詳細規定及びロゴマークの運用規定～

第1版 2008年6月30日制定  
第2版 2009年2月27日改定  
第3版 2009年9月4日改定  
第4版 2015年2月1日改定  
第5版 2017年6月9日改定

一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会  
画像情報ファクシミリ委員会

画像情報ファクシミリ委員会(以下本委員会)で作成したファクシミリのセキュリティガイドラインについて、その機能要件、呼称、ロゴマークの運用を以下のとおり定める。

これらの呼称及びロゴマークが本委員会の信用を表象するものであることを認識し、本規定に定める呼称及びロゴマークの使用及び使用許可にあたっては、本委員会の信用を害しないように最善の注意を払うものとする。

このガイドラインでは、主にビジネスファクシミリおよび複合機を対象として、ガイドライン1を定義し、詳細規定、およびロゴの取得、運用のルールを定めるものとする。

## 1. 対象:呼称、ロゴマーク

本規定の対象となる呼称は下記とし、ロゴマークは、別紙1に示す。

### 1) ガイドライン名称

[ FAX セキュリティ ガイドライン ]

### 2) 呼称 : FASEC (ファセック)

### 3) 定義機能

FASEC 1<sup>注)</sup> (FAX セキュリティガイドライン1)

:ビジネス用途向けファクシミリのセキュリティ機能のガイドライン

注)FASEC とそれに続く数字の間に「半角スペース」を入れる

ガイドライン1(FASEC 1)、ガイドライン2(FASEC 2)・・・という順にて、末尾の数字を繰り上げることで、新たなガイドラインが規定されるものとする。

## 2. 適用対象

本規定で定める呼称及びロゴマークは、国内で販売する以下のG3通信機能を持つ機器等に適用するものとする。

- ①ファクシミリ装置
- ②ファクシミリ機能を有する複合機
- ③PC等でファクシミリ機能を実現するFAXソフトウェア/アプリケーション

上記機器以外への適用については、本委員会で協議の上判断する。

### 3. 機能要件

FASEC 1 の呼称、およびロゴを使用するためには、下記の4つの機能要件を持つことを必須とする。

機能1 : 誤送信を防止する仕組み。

相手先番号の入力／設定の際、誤操作により、間違った相手先に送信することを防止する仕組みである。以下の2つの機能を必須とする。

- (1) 直接相手先電話番号を入力する場合に、宛先番号を2回入力し、同じ番号であった場合のみ発信を行うものとする。この操作にて番号の入力間違いにより誤った相手先に送信することを防ぐ機能。  
ただし、直接相手先電話番号の入力ができないようにし、予め装置に登録された電話番号のみ発信できるようにしたものは、本項の要件を満たしているものとみなす。

- (2) ワンタッチ、短縮ダイヤル、電子電話帳等で発信する場合に、押し間違いにより誤った相手先に送信することを防ぐ機能として、選択された相手先を一度表示し、確認操作が行なわれたことにより発信を行う機能。

機能2 : ダイヤルトーン検出による誤接続防止機能。

以下の2つの機能を必須とする。

- (1) 発着呼衝突による誤接続を防ぐために、発信時にダイヤルトーンを検出する機能。
- (2) ダイヤルトーンが検出できない場合、発信動作を行わない機能。

機能3 : 受信紙の放置防止の機能。

以下の機能を必須とする。

- (1) 受信時に記録紙に自動的に印字せずメモリで受信する機能。  
メモリでの受信には、PC 等への転送受信も含まれるものとする。
- (2) 操作者の指示により、印刷を開始または受信画像をディスプレイに表示する機能。印刷およびディスプレイ表示は PC 等転送先での操作も含む。

機能4 : 確実に送れたことを確認できる機能。

以下の機能を必須とする。

- (1) 送信終了後、通信結果を確認できる情報を印刷する機能。

この確認は、ディスプレイでも可とする。

各送信終了後、確認する方法以外に、一括の通信管理表での確認も可とする。

#### 4. 使用条件

- (1) ロゴマークの使用にあたっては、下記の5項目を遵守すること。
  - ① ロゴマークを変形して使用してはならない。(但し、相似形での拡大縮小は可とする。)
  - ② 判読不可能な大きさで使用してはならない。
  - ③ 単一色で表現し、模様等をつけてはならない。反転も可とする。
  - ④ 周囲の地と十分なコントラストをつけ、明確に判読できるようにする。
  - ⑤ ロゴマークは独立性を保ち、文章中などに使用してはならない。
- (2) 会員会社および呼称及びロゴマークの使用を許可された会社は、その呼称やロゴマークを使用した製品の品質について各自その責任を持ち、本委員会に何ら迷惑をかけないものとする。
- (3) 呼称及びロゴマークは、商品本体および商品に付帯するカタログ、マニュアル、取り扱い説明書、ホームページ等に使用し、ユーザに誤解を与えないものとする。
- (4) 別紙2の 카테고리2および3に分類される商品は本体にロゴマークを使用できない。  
カタログ、マニュアル、取り扱い説明書、ホームページ等には要件を満たす条件を記載してロゴマークを使用できる。
- (5) ロゴマークの使用にあたり、その説明が必要な場合の『推奨する文例』を以下に示す。尚、ロゴマーク単独の(説明文を附記しない)使用、及び使用者独自の説明文の附記も許可する。  
説明文例：『FASECとは、一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会(CIAJ)がファクシミリ通信のセキュリティ向上を目指して制定したガイドラインの呼称です。FASECのロゴマークは、このガイドラインに準拠したファクシミリ

リ・複合機に使用されます。』

#### 5. OEMでの使用

ロゴマーク使用が承認された製造会社から該当機種のOEM供給を受ける会社は、その機種について呼称及びロゴマークを無料で使用することができるものとする。

#### 6. 海外での使用

基本的に海外での使用は実施しないものとする。海外での使用を希望する会社は予め本委員会に報告し、本委員会と協議の上で進めることとする。

#### 7. 不正使用のチェック

使用については、使用会社、会員会社が随時チェックをかけることとする。不正使用が発覚した場合には、本委員会が不正使用会社等に対し警告し、呼称及びロゴマークの使用中止を申し入れる。また場合によっては法的手続きをとる事もある。

#### 8. 呼称及びロゴマークの使用の登録申請方法(別紙4にフローを示す)

- (1) ロゴマークの使用の登録申請は申請機種にて別紙3の様式で行うものとする。  
申請には構成要件カテゴリーを明記する。(カテゴリーは別紙2参照)
- (2) 申請は会社毎に行い、申請機種において定義した機能を具備することを示す資料(取り扱い説明書、サービスマニュアル、カタログ、ホームページ等の該当部分)を添付する。
- (3) 申請が承認された後、呼称及びロゴマークをその他の機種にも使用できるものとする。  
但し、構成要件が申請と異なる場合は新たな構成要件での申請が必要となる。
- (4) 申請後の使用权を返却する場合には、10項に示す管理部門に報告するものとする。

#### 9. 使用权の費用

ロゴマークの使用については、本委員会会員は無料、本委員会会員以外は有料

(1種類のロゴマークにつき1社100,000円)とし、上記を前提に本委員会事務局は、1種類のロゴマークにつき電子データ1部を配布する。尚、本委員会を退会した翌日以降は、次の各号に該当する場合、新たに申請を必要とし、会員以外と同じくロゴマークの使用を有料とする。使用料は会員以外と同じ、1種類のロゴマークにつき100,000円とする。

- ① 本委員会の退会翌日以降に申請するロゴマーク
- ② 本委員会の退会日以前に申請したロゴマークを退会翌日以降に発売する新製品に継続使用する場合。

#### 10. 承認会社の管理

承認された会社名は本委員会の事務局で管理する。

以上

別紙 1 : 対象呼称、ロゴマーク

項番	呼称、ロゴマーク	具備機能	備考
1	FAXセキュリティガイドライン1 (FASEC 1)	3項の機能 1、2、3 及び 4	日本国内のみの使用とする

Logo sheet  
「FAXセキュリティロゴ FASEC」



Logo sheet  
「FAXセキュリティロゴ FASEC」





別紙 2 : 構成要件

構成要件分類		備考
カテゴリー 1	G 3 通信機能を持つ装置単独で機能要件を満たす装置	適用対象①②
カテゴリー 2	G 3 通信機能を持つ装置単独では機能要件を満たさないが、付加装置・付加機能等の追加で機能要件を満たす装置	適用対象①② 例：複合機に P C 接続またはアプリケーション追加等による機能実現
カテゴリー 3	F A X ソフトウェア/アプリケーション	適用対象③

\* 適用対象は 2 項参照

## 別紙 3 : ロゴマーク使用申請書

### 情報通信ネットワーク産業協会

画像情報ファクシミリ委員会 御中

### FASEC ロゴマーク使用申請書

年 月 日

住所

会社名

所属

氏名

下記の通りセキュリティ機能を実装した機器に対して、機能具備を示す書類を添付しますので、ロゴマーク使用を申請いたします。

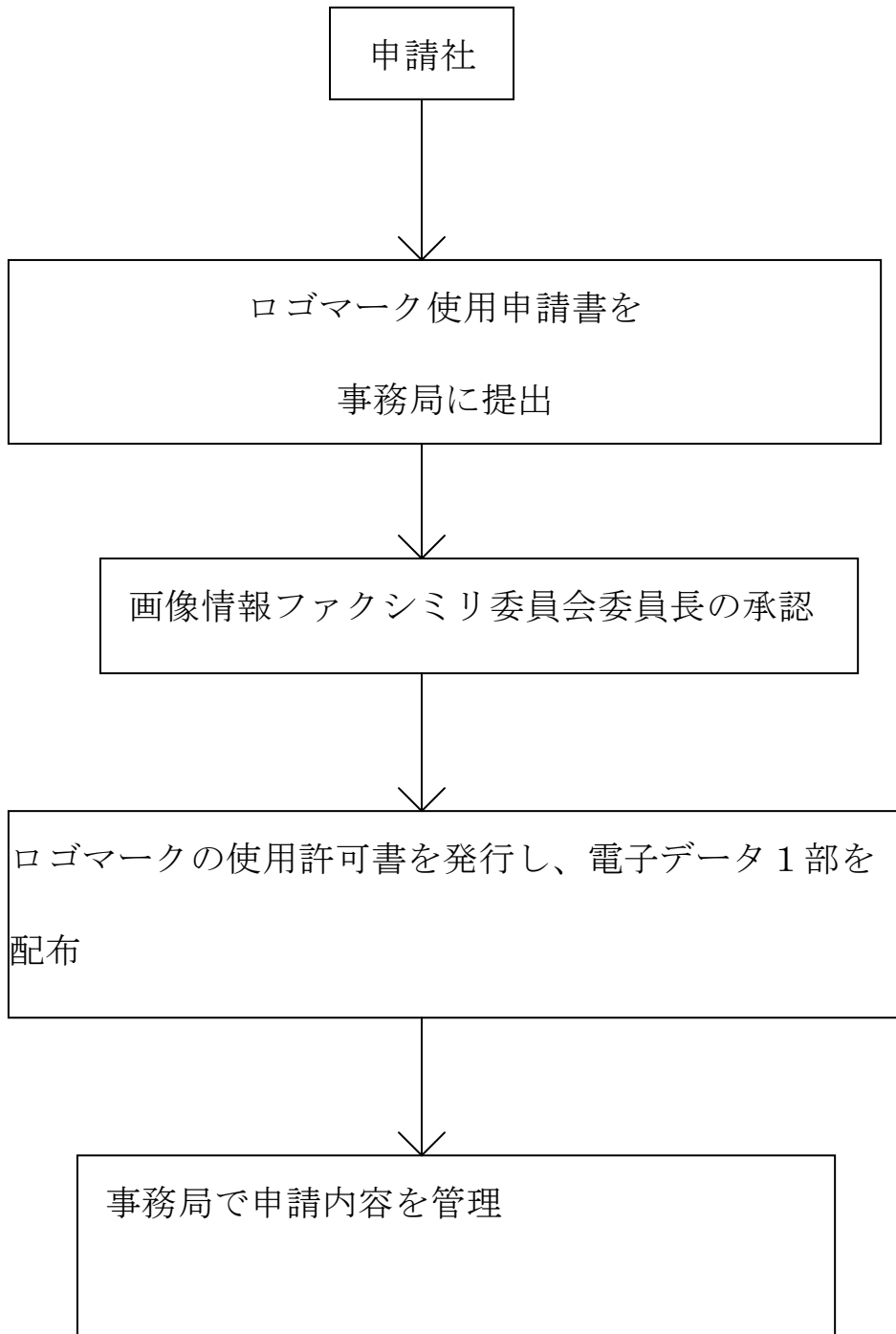
また、ロゴマーク使用の目的に同意し、ロゴマーク運用規定を遵守いたします。

については、ロゴマークの電子データ 1 部を送付いただきたく宜しく願いいたします。

申請内容 以下の添付資料を添えて、ご依頼いたします。

機器型名	申請する呼称	カテゴリー分類	書類番号
1	FASEC 1		添付資料 1
2	FASEC 1		添付資料 2
3	FASEC 1		添付資料 3
4	FASEC 1		添付資料 4

別紙4：ロゴマーク取得までのフロー図



## 変更履歴

番号	日付	変更内容	新版名
1	2009-2-27	4. (4)項(ロゴ説明推奨文例)の追加	第2版
2	2009-9-4	5. OEMでの使用を全文改定	第3版
3	2015-2-1	2. 適用対象に「G3 通信機能を持つ機器等」に変更 ③追加 3. 2項を削除して、3. 1を3項に変更 機能3変更。機能4表現変更 4. 従来(4)を(5)に変更し、(4)内容新規 8. 「代表」→「申請」 (2)「ホームページ」追加 (3)「但し」以下新規追記 10. 「マーケ」→「事務局」 別紙2を別紙3に、別紙3を別紙4に変更。 別紙2に「構成要件」新規追加。	第4版
4	2017-6-9	9. 使用权の費用について委員会退会後の運用を追記 「改訂」を「改定」に修正	第5版

### 第4版改定の背景

- ・ 本体では機能要件を満たさないが、PC接続による機能要件を満たす場合の問い合わせがあり、その扱いについて第3版では不明確だったため明確化した。
- ・ ファクシミリ機能としてインターネットによる通信も出ているため、本ガイドラインがG3通信を対象としていることを明確化した。
- ・ FASEC 2は別ガイドライン化するため本文中のFASEC 2に関する追加予定項を削除した。